

(趣旨)

第 1 条 この規則は、組合が設置するごみ処理施設(以下「施設」という。)の管理運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この規則における用語の意義は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和 45 年法律第 137 号)及び泉佐野市田尻町清掃施設組合ごみ処分手数料条例(令和 7 年泉佐野市田尻町清掃施設組合条例第 12 号。以下「条例」という。)の例による。

2 条例第 5 条第 2 項第 3 号に規定する別に規則で定める業務は、別表第 1 に定める業務とする。

(施設の区分及び位置)

第 3 条 施設の区分及び位置は、別表第 2 に掲げるところによる。

(ごみの受入れ)

第 4 条 施設におけるごみの受入れ日及び受入れ時間は、施設の区分及び施設にごみを搬入しようとする者(以下「搬入者」という。)の区分に応じて、別表第 3 に定めるところによる。

(受入れの停止又は制限等)

第 5 条 管理者は、次のいずれかに該当するときは、ごみの受入れを停止し、又は制限し、若しくは前条に規定するごみの受入れ日及び受入れ時間に関し別段の取扱いをすることができる。

(1) 施設の管理運営に必要な修繕又は改修を行うとき

(2) 非常災害その他の事故の発生により、施設の管理運営に支障が生じたとき又はそのおそれがあるとき

(3) 搬入量が施設の処理能力を超えるおそれがあるとき

(4) その他管理者が特に必要と認めるとき

2 管理者は、ごみの受入れを停止し、又は制限する場合は、あらかじめ構成団体に報告するほか、ホームページへの記事掲載その他の方法による広報を行わなければならない。ただし、急施を要する場合は、この限りでない。

(搬入手続)

第 6 条 搬入者は、あらかじめごみの排出場所が位置するところの構成団体から、一般廃棄物搬入証明書(以下「搬入証明書」という。)の交付を受けなければならない。ただし、次条第 1 項各号に掲げる者が同条第 3 項に規定する計量カードの貸与を受けた搬入車両により搬入する場合は、この限りでない。

(搬入車両の届出)

第 7 条 次の各号に掲げる者にあつては、あらかじめ搬入車両(第 1 号に掲げる者にあつては、専ら搬入の用に供する車両に限る。以下同じ。)に係る自動車検査証の自動車登録番号その他必要な事項を別に定める様式により管理者に届け出なければならない。この場合、管理者は、当該搬入車両の構造等に関し、施設の管理運営上必要な条件を付けることができる。

(1) 構成団体

(2) 許可業者

(3) 委託業者及び住民等のうち管理者が特に指定する者

2 前項の届出には、当該搬入車両に係る自動車検査証の写しを添付しなければならない。

3 管理者は、第1項の規定による届出があったときは、当該搬入車両の風袋重量を計量した上で、当該搬入車両用の計量カード(搬入物の計量に用いるカードをいう。以下同じ。)を当該届出者に貸与する。

4 第1項各号に掲げる者が同項の届出に係る搬入車両の使用を廃するときは、その旨を別に定める様式により管理者に届け出なければならない。この場合、当該届出者は、当該搬入車両用の計量カードを返還しなければならない。

(搬入禁止物)

第8条 搬入禁止物(施設に搬入してはならない廃棄物をいう。以下同じ。)に関する一般基準は、次のとおりとする。

(1) 構成団体の区域外から排出された廃棄物

(2) 構成団体の区域内から排出された廃棄物のうち次に掲げるもの

ア 産業廃棄物及び特別管理一般廃棄物

イ 特定家庭用機器再商品化法(平成10年法律第97号)第2条第5項に規定する特定家庭用機器廃棄物

ウ 使用済自動車の再資源化等に関する法律(平成14年法律第87号)第2条第2項に規定する使用済自動車

エ 資源の有効な利用の促進に関する法律(平成3年法律第48号)第2条第12号に規定する指定再資源化製品である一般廃棄物のうち管理者が指定するもの

オ 有害性のあるもの

カ 爆発性、発火性のあるもの

キ 危険性のあるもの

ク 発色性、発泡性、飛散性が著しいもの

ケ 動物の死体

コ 著しく悪臭を発するもの

サ 液状のもの

シ 容積、寸法、重量の著しく大きいもの

ス その他の適正処理困難物(オからシに掲げるもののほか、施設の処理機能に支障を生じさせるおそれがあるものとして管理者が指定する一般廃棄物をいう。)

2 搬入禁止物に関する個別基準については、管理者が別に定める。

(条件付受入れ物)

第9条 条件付受入れ物(施設において受け入れるに当たり、その態様、寸法、数量等に関し、施設の管理運営上必要な条件を付けた一般廃棄物をいう。以下同じ。)及びその個別条件については、管理者が別に定める。

(受入れ基準)

第10条 条例第3条に規定する別に規則で定める基準は、次のとおりとする。

(1) 全ての搬入者に適用する基準

- ア 搬入証明書又は計量カードを携行すること。
- イ 搬入車両は、最大積載量 6.5 トン以下、全長 6 メートル以下の四輪以上の自動車とし、搬入物の飛散及び落下を防止するために必要な措置を講じること。
- ウ 搬入禁止物を搬入しないこと。
- エ 組合の一般廃棄物(ごみ)処理基本計画に従って、搬入物を適正に分別すること。
- オ 搬入に当たっては、組合の職員(施設管理運営業務委託業者の従業員を含む。以下「職員等」という。)の指示に従うこと。

(2) 住民等に限り適用する基準

- ア その居住する住居又は管理する事業所若しくは事務所その他の不動産(いずれも関西国際空港島内に位置するものを除く。)から排出されたごみに限り搬入すること。
- イ 条件付受入れ物は、当該個別条件に従って搬入すること。
- ウ 受入れ日 1 日当たりの受入れ回数は、1 回に限ること。
- エ 最大積載量 2 トンを超える搬入車両により搬入する場合は、2 人以上が乗車すること。
- オ 最大積載量 2 トン以下の搬入車両により搬入する場合であっても、施設において安全かつ円滑な荷下ろしを行うことが困難な場合は、2 人以上が乗車すること。

(3) 構成団体、許可業者及び委託業者に限り適用する基準

- ア 構成団体にあつては廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 6 条の 2 第 1 項の規定に基づき収集したごみ、許可業者にあつては当該許可において施設への運搬を指示されたごみ、委託業者にあつては当該委託契約において施設への搬入を指示されたごみに限り搬入すること。
- イ 条件付受入れ物は、当該個別条件(数量条件を除く。)に従って搬入すること。

(搬入物の検査)

第 11 条 職員等は、予告なく随時に搬入物を検査することができる。

(受入れ拒否理由の告知)

第 12 条 職員等は、条例第 4 条の規定に基づき搬入物の一部又は全部の受入れを拒否する場合は、その理由を当該搬入者に告知しなければならない。

(計量)

第 13 条 職員等は、施設の計量器を用いて、受け入れたごみの重量を計量するものとする。

2 計量の単位は、10 キログラム(10 キログラム未満の端数は四捨五入)とする。

(手数料の徴収)

第 14 条 条例別表中の「重量区分」は、前条の計量によるものとする。

2 条例第 5 条第 1 項に規定する手数料は、ごみの受入れの都度、徴収する。ただし、管理者が特に必要と認める場合は、他の方法により納付させることができる。

(搬入者の遵守事項)

第 15 条 全ての搬入者は、その搬入時において、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 施設内徐行その他搬入車両の安全運転に努めること。
- (2) 次のいずれかに該当するときは、直ちに職員等に通報すること。

ア 施設内において、事故、故障その他搬入車両に係る異常が生じたとき。

イ 施設の建物、設備その他の付属物を損傷させたとき。

ウ 施設の建物又は設備に故障その他の異常を認めたとき。

(損害賠償)

第 16 条 全ての搬入者は、その搬入時において、自己の責めに帰すべき事由により施設の建物、設備その他の付属物に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

(補則)

第 17 条 この規則に定めるもののほか、施設の管理運営に関し必要な事項は、管理者が定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

(泉佐野市田尻町清掃施設組合ごみ処分手数料条例施行規則の廃止)

2 泉佐野市田尻町清掃施設組合ごみ処分手数料条例施行規則(昭和 55 年泉佐野市田尻町清掃施設組合規則第 1 号)は、廃止する。

(経過措置)

3 この規則の施行前にこの規則による廃止前の泉佐野市田尻町清掃施設組合ごみ処分手数料条例施行規則の規定によってした手続きその他の行為は、この規則による施行後の泉佐野市田尻町清掃施設組合ごみ処理施設管理運営規則の相当規定によってしたものとみなす。

別表第 1(第 2 条第 2 項関係)

業務の名称	委託者
家庭系可燃・資源ごみ収集運搬業務	泉佐野市
家庭系粗大・臨時ごみ収集運搬業務	泉佐野市
資源ごみ中間処理及び再資源化業務	泉佐野市
ペットボトル本体を除く容器包装プラスチック運搬業務	泉佐野市
容器包装プラスチック中間処理及び再資源化業務	泉佐野市
路面清掃業務	泉佐野市
道路側溝等清掃業務	泉佐野市
公園墓地施設管理業務	泉佐野市
円田川排水ポンプ設備維持管理業務	泉佐野市
市内一円スクリーン清掃業務	泉佐野市
市内し渣分別業務	泉佐野市
中央・北ポンプ場沈砂・し渣搬出業務	泉佐野市
管渠清掃業務	泉佐野市
市内墓地ごみ収集運搬業務	泉佐野市
市内一円用排水路スクリーン清掃業務	泉佐野市
家庭系ごみ(可燃、粗大不燃、資源ごみ)収集運搬業務	田尻町
家庭系ごみ・事業系ごみ(臨時ごみ)収集運搬業務	田尻町

事業系ごみ(可燃、資源ごみ)収集運搬業務	田尻町
資源ごみの選別及び再資源化業務	田尻町
カン・ビン・ペットボトル本体の中間処理及び再資源化業務	組合

別表第 2(第 3 条関係)

施設の区分	位置
第二事業所	田尻町嘉祥寺 290 番地 1

別表第 3(第 4 条関係)

施設の区分	搬入者の区分	受入れ日	受入れ時間
第二事業所	住民等	月・水・木・土曜日 ただし、12 月 31 日から翌年 1 月 3 日までを除く。	13 時から 16 時まで
	構成団体 許可業者 委託業者	月曜日から土曜日 ただし、12 月 31 日から翌年 1 月 3 日までを除く。	6 時から 16 時まで